

遊漁の手帖



平成29年(2017年)3月

滋賀県農政水産部水産課

県下全域

8月21日～11月20日

8月31日までは、釣り、たも網、手づかみで捕ることは可能

アユ採捕禁止！



STOP密漁！

産卵
保護



違反により捕った魚の所持・販売も禁止！

有料釣り場では、漁協の遊漁規則に従ってください

保護水面

9月1日～11月30日

右図の区域、

すべての水産動物の採捕禁止！



これらに違反した場合は、滋賀県漁業調整規則による罰則が適用されることがあります

罰則：6月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金またはこれの併科

滋賀県農政水産部水産課
(TEL 077-528-3872)

母なる湖・琵琶湖。
—あずかっているのは、滋賀県です。

Mother
Lake

目 次

はじめに	1
検索表	2
アユ、ビワマス捕りをされる方への注意事項	6
シジミ捕りをされる方への注意事項	8
魚種別採捕禁止事項早見表（遊漁関係）	10

I. 遊漁に関する制限または禁止事項について

1. 遊漁者の漁具・漁法の制限	12
2. 禁止期間	14
3. 全長等の制限	14
4. 採捕禁止区域	15
(1)「保護水面」指定にともなう採捕禁止区域	15
(2)その他の採捕禁止区域	17
(3)保護水面・禁止区域一覧図	20
5. 禁止漁具・漁法	22
6. その他の漁具・漁法の制限	23
7. 県内への水産動物の移植禁止	24
8. 外来魚のリリース禁止	25
9. 罰則	26
10. ルールを守って楽しい遊漁を	26

II. 有料釣り場（第5種共同漁業権漁場）

1. 遊漁規則について…………… 28
2. 漁業権対象魚種一覧…………… 30
3. 河川漁場（概略）位置図…………… 32
4. 河川漁業協同組合の遊漁規則一覧表…………… 34

III. 漁業と遊漁に関する制度

1. 漁業法…………… 46
 2. 水産資源保護法…………… 48
 3. 滋賀県漁業調整規則…………… 49
 4. 遊漁船業の適正化に関する法律…………… 49
 5. 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例… 50
 6. ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例… 51
- 参考. 特定外来生物による生態系等に係る被害の
防止に関する法律（外来生物法）…………… 52

IV. 参考

1. コイヘルペスウイルス病について…………… 53
2. 琵琶湖や河川で釣れる魚…………… 54
3. 外来魚を釣ろう…………… 59
4. 琵琶湖の美味しい幸、8つ「琵琶湖八珍」… 60
5. 琵琶湖の美味しい湖魚料理あれこれ…………… 62

はじめに

琵琶湖や県内の数多くの河川には、その水系にしか生息しない魚類を含めてたくさんの魚が生息しています。私たちはこの豊かな水産資源のおかげで漁業を営んだり、釣りなどの遊漁を楽しむことができますのです。

しかし、各人が何のルールもなく好き勝手に魚をとればどうなるでしょうか。豊かな水産資源は枯渇してしまうかもしれません。また、漁業や遊漁の秩序が乱れ、漁場の適正な利用ができなくなるでしょう。

このため、漁業法や滋賀県漁業調整規則などにより、漁業や遊漁を行う場合に守らなければならないルールが決められています。

この手帖は、こうしたルールについて遊漁をされるみなさんにわかりやすく説明したものです。趣旨をよくご理解いただき、ルールを守った正しい遊漁をお楽しみ下さい。

検 索 表

魚や貝を捕りたい→ p.2①へ

魚や貝を放流・移植したい→ p.24-25、50-53

魚や貝の食べ方を知りたい→ p.60-72

①魚や貝を捕りたい

a 捕りたい魚や貝が決まっている→ p.2②へ

b 捕りたい魚や貝が決まっていない→ p.2③へ

②捕りたい魚や貝が決まっている

a アユ・ビワマスを捕りたい→ p.3④へ

b アマゴ・イワナを捕りたい→ p.3⑤へ

c フナ・モロコを捕りたい→ p.3⑥へ

d コイを捕りたい→ p.3⑦へ

e ウナギを捕りたい→ p.4⑧へ

e シジミを捕りたい→ p.4⑨へ

f オオクチバス・ブルーギルを捕りたい→ p.4⑩へ

g その他の魚や貝を捕りたい→ p.4⑪へ

③捕りたい魚や貝が決まっていない

a 釣れる魚種を知りたい→ p.54-58

b 使って良い漁具を知りたい→ p.12

c 禁止事項を知りたい→ p.5⑫へ

d 有料釣り場について知りたい→ p.5⑬へ

④アユ・ビワマスを捕りたい

- a 使って良い漁具を知りたい→ p.12
- b 禁止事項を知りたい→ p.6-7
- c 有料釣り場について知りたい→ p.5⑬へ

⑤アマゴ・イwanaを捕りたい

- a 使って良い漁具を知りたい→ p.12
- b 禁止期間を知りたい→ p.14
- c 禁止区域を知りたい→ p.15-17、19
- d 捕って良い大きさを知りたい→ p.14
- e 有料釣り場について知りたい→ p.5⑬へ

⑥フナ・モロコを捕りたい

- a 使って良い漁具を知りたい→ p.12
- b 禁止区域を知りたい→ p.15-19
- c 捕って良い大きさを知りたい→ p.14
- d 有料釣り場について知りたい→ p.5⑬へ

⑦コイを捕りたい

- a 使って良い漁具を知りたい→ p.12
- b 禁止区域を知りたい→ p.15-17、19
- c 捕って良い大きさを知りたい→ p.14
- d 有料釣り場について知りたい→ p.5⑬へ

⑧ウナギを捕りたい

- a 使って良い漁具を知りたい→ p.12
- b 禁止区域を知りたい→ p.15-17、19
- c 捕って良い大きさを知りたい→ p.14
- d 有料釣り場について知りたい→ p.5⑬へ

⑨シジミを捕りたい

- a 特に注意すべきことを知りたい→ p.8-9
- b 使って良い漁具を知りたい→ p.12
- c 禁止区域を知りたい→ p.9、15-17、19
- d 捕って良い大きさを知りたい→ p.14

⑩オオクチバス・ブルーギルを捕りたい

- a 使って良い漁具を知りたい→ p.12
- b 禁止区域を知りたい→ p.15-17、19
- c リリース・放流について知りたい
→ p.24-25、50、52
- d 釣り方を知りたい→ p.59

⑪その他の魚や貝を捕りたい

- a 使って良い漁具を知りたい→ p.12
- b 禁止期間を知りたい→ p.14
- c 禁止区域を知りたい→ p.15-17、19
- d 捕って良い大きさを知りたい→ p.14
- e 有料釣り場について知りたい→ p.5⑬へ

⑫**禁止事項を知りたい**

- a 概要を知りたい→ p.10-11
- b 禁止期間を知りたい→ p.14
- c 禁止区域を知りたい→ p.15-19
- d 捕って良い大きさを知りたい→ p.14

⑬**有料釣り場について知りたい**

- a 対象としている魚種を知りたい→ p.30-31
- b 釣り場の位置を知りたい→ p.32-33
- c 料金を知りたい→ p.34-45
- d 権利を持っている漁協を知りたい→ p.34-45

アユ、ビワマス捕りをされる方への注意事項

■禁止期間があります。(県内全域で適用)

次の期間は採捕してはいけません。違反して採捕した魚の所持、販売も禁止です。

アユ **8月21日から11月20日まで**

(ただし、有料河川漁場では、各漁協が定めた遊漁規則に従ってください。また、8月31日までは竿釣り、たも網、手づかみで採捕することはできます。)

ビワマス **10月1日から11月30日まで**

魚種別禁止期間 (p.14)

■禁止区域があります。(保護水面等)

アユの産卵に重要な河川の一部の区域では、上記採捕禁止期間に加え、**9月1日から11月30日まで**、アユ、ビワマスを含む**すべての水産動物の採捕が禁止**されます。

禁止区域 (p.15-16)

■ビワマスには全長制限があります。

全長30cm以下のビワマスは採捕してはいけません。

全長制限 (p.14)

■引縄釣りは、**10月と11月の2カ月間**禁止されています。

ビワマス以外の魚を釣る目的であっても引縄釣りをすることはできません。

・引縄釣りの禁止期間に関する委員会指示

1. 禁止期間

10月1日～11月30日

■ビワマス等の引縄釣（トローリング）をされる場合は、琵琶湖海区漁業調整委員会の承認を受ける必要があります。

現在のビワマスの資源量を維持するため、琵琶湖海区漁業調整委員会において「遊漁者による引縄釣に関する委員会指示」（平成28年9月30日）を発出し、遊漁者が引縄釣を行うには同委員会の承認が必要です。またプレジャーボート使用者の引縄釣が可能な期間は平成28年12月1日から平成29年6月30日までです。

釣りのできる期間は漁業者と遊漁者をあわせたビワマス採捕量が、ビワマス資源へ影響を及ぼさない範囲内に収まるよう設定したものです。

なお、引縄釣に関する制度については、毎年、同委員会で協議し決定します。このため、制度の内容については変更される場合があります。

※下記の遊漁期間にかかる承認申請の受付は平成29年5月31日をもって終了します。（遊漁船業者の承認申請は平成28年10月26日に終了。）

（参考）

遊漁者による引縄釣に関する委員会指示

1. 遊漁期間

プレジャーボート使用者：平成28年12月1日～平成29年6月30日

遊漁船業者船：平成28年12月1日～平成29年9月30日

2. 承認数

プレジャーボート使用者：定数なし

遊漁船業者船：40隻以内

（プレジャーボート使用者…自己が使用権限を持つ船舶または使用権限を持つ他人から使用を認められた船舶により引縄釣をしようとする者。例：自身や友人の船、レンタルボート）

3. 承認方法

プレジャーボート使用者：各遊漁者が委員会へ申請し、承認を受ける

遊漁船業者：各遊漁船業者が委員会へ申請し、使用する船舶ごとに承認を受ける

4. 遊漁期間終了後の釣果等の報告

プレジャーボート使用者：承認を受けた各遊漁者が報告する

遊漁船業者：遊漁船業者が、承認を受けた船舶ごとに報告する

5. 同時に用いることができる竿の本数

プレジャーボート使用者：1承認当たり2本以内

遊漁船業者：乗客1人当たり2本に、それに2本を加えた本数以内

6. 持ち帰ることのできるビワマスの数

プレジャーボート使用者：制限なし

遊漁船業者：乗客1人当たり5尾以内

詳細については、下記までお問い合わせください。

琵琶湖海区漁業調整委員会事務局

TEL. 077-528-3872 ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/1/kaiku>

シジミ捕りをされる方への注意事項

■遊漁者の貝搔き網使用は禁止されています。

最近、滋賀県漁業調整規則に違反して貝搔き網を使ってシジミを採捕する遊漁者が増えています。遊漁者が使ってよい漁具が決められていますので、確認して下さい。

また、シジミの大きさ（殻長）の制限もあります。(p.14)

*違反した場合は、滋賀県漁業調整規則により処罰の対象となります。



使ってはいけない
貝搔き網の一例

網の部分が金属製や繊維製のものがあります。自転車のカゴなどを用いて自作したものも含まれます。

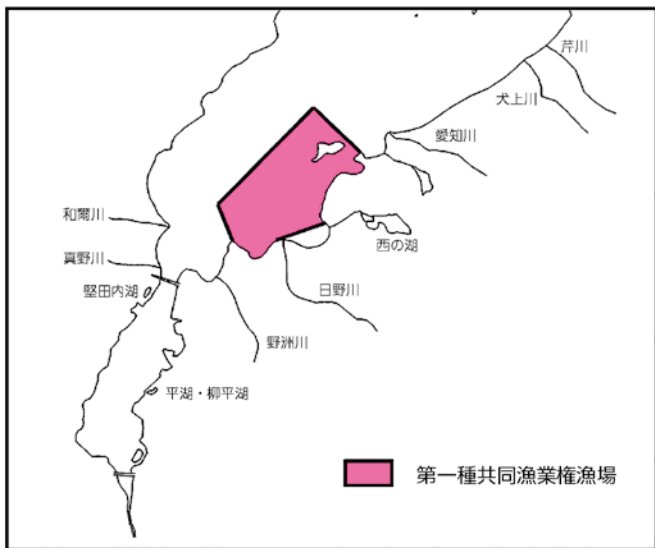
遊漁者が使ってもよい漁具 (p.12)
大きさ（殻長）制限 (p.14)

■漁業権漁場が設定されています。

琵琶湖の一部水域にはシジミの漁業権漁場が設定されています。この漁場内でシジミを採捕した場合、漁業権を侵害したとして罰せられることがあります。

(漁業法第143条1項に該当：20万円以下の罰金)

漁業権 (p.46)



魚種別採捕禁止事項早見表（遊漁関係）

魚種	禁止措置	禁止措置の内容	対象水域
あゆ	禁止期間	8月21日～8月31日	県内全域
		9月1日～11月20日	県内全域
		9月1日～11月30日	保護水面（*1）
びわます	禁止期間	10月1日～11月30日	県内全域
	大きさの制限	全長30cm以下	県内全域
あまご・いわな	禁止期間	10月1日～11月30日	県内全域
	大きさの制限	全長12cm以下	県内全域
ふな	禁止期間	4月1日～7月31日	保護水面（*2）
	大きさの制限	全長22cm以下	県内全域
		全長15cm以下	県内全域
もろこ	禁止期間	4月1日～7月31日	保護水面（*2）
	禁止区域（予定）	4月1日～5月31日	禁止区域（*3）
こい	大きさの制限	全長15cm以下	県内全域
	放流等の制限	琵琶湖・河川等から他水域への持出し禁止。 琵琶湖・河川等への放流の制限。	県内全域
しじみ	漁具漁法の制限	貝搔網（ジョレン）の使用禁止	県内全域
	大きさの制限	殻長1.5cm以下	県内全域

- （*1）アユの保護水面：産卵繁殖保護のため下記8河川の下流とその河口域に設定
安曇川 石田川 知内川 塩津大川 姉川 天野川 犬上川 和邇川
- （*2）フナ・モロコの保護水面：産卵繁殖保護のため下記2水域に設定
近江八幡市牧町地先 長浜市湖北町地先
- （*3）ホンモロコの産卵保護のため下記3水域に設定（平成29年2～3月に委員会指示が発出される予定）
伊庭内湖流入河川瓜生川 躰光寺川 西の湖流入河川山本川

対象漁法	備考	根拠規則等	参照
竿釣り、たも網、手づかみ以外	ただし、有料河川漁場を除く。	漁業調整規則	p.14
すべて		漁業調整規則	p.14
すべて	あゆを含むすべての水産動物の採捕禁止。	水産資源保護法 漁業調整規則	p.15
すべて	卵も含む。	漁業調整規則	p.14
すべて	遊漁者が引縄釣をする場合は、承認を受ける必要あり（委員会指示）。	漁業調整規則 委員会指示	p.14 p.7
すべて	卵も含む。	漁業調整規則	p.14
すべて		漁業調整規則	p.14
すべて		水産資源保護法 漁業調整規則	p.16
竿・手釣り、搔網、手づかみ以外	にごろぶなのみ対象。 ただし、有料河川漁場を除く。	委員会指示	p.15
すべて		漁業調整規則	p.14
すべて		水産資源保護法 漁業調整規則	p.16
	もろこを含むすべての水産動物の採捕禁止。	委員会指示	P19
すべて		漁業調整規則	p.14
すべて	KHVまん延防止のため。	委員会指示	p.53
貝搔網		漁業調整規則	p.8
すべて		漁業調整規則	p.14

ご利用にあたって

この表の内容は、簡略化して記載しています。詳細は必ず本文で確認してください。また、内水面第五種共同漁業権漁場（有料河川漁場）では、各漁場の遊漁規則に従ってください。ご不明な点は、滋賀県水産課までお問い合わせください。

I 遊漁に関する制限または禁止事項について

滋賀県漁業調整規則、漁業法、水産資源保護法、委員会指示および滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例^(注)により規定されている遊漁に関する制限または禁止事項は次のとおりです。(制度の概要は、p.46以降を参照)

(注) 以下、次のように略す。

滋賀県漁業調整規則 = 「規則」

漁業法 = 「法」

水産資源保護法 = 「保護法」

委員会指示 = 「指示」

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例 = 「条例」

1. 遊漁者の漁具・漁法の制限（規則第51条）

遊漁者は次に掲げる**以外**の漁具・漁法によって水産動植物を採捕してはなりません。
(罰則－B類 p.26)

○引縄釣（琵琶湖・内湖に限る）

※ビワマス等を目的とする引縄釣遊漁者は琵琶湖海区漁業調整委員会に承認を受ける必要があります。(詳しくはp.7)

○投網（船舶を使用しないものに限る）

○もんどり、たつべ、うえ } (河川等に限る)

○竹筒

○押網（5月1日から7月31日まで夜間は使用禁止）

○たも網（貝掻網としての使用を除く）

○さで網

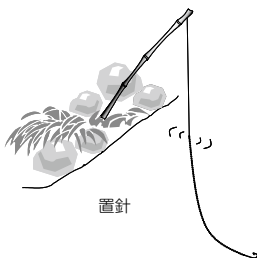
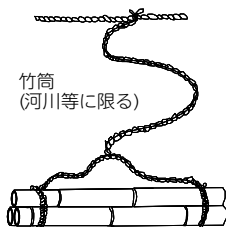
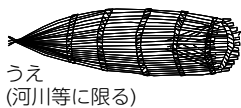
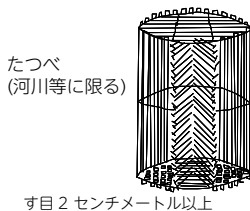
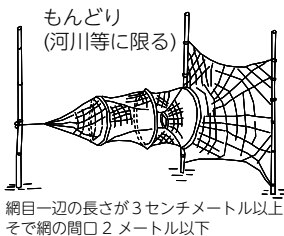
○竿釣および手釣

○やす（5月1日から7月31日まで夜間は使用禁止）

○採藻具

○徒手採捕（イケチョウガイの採捕を除く）

○置針



2. 禁止期間（規則第35条）

（罰則－A類 p.26）

次に掲げる水産動物には、産卵繁殖を保護するために採捕^(※)を禁止する期間が定められています。また、これに違反した水産動物の所持・販売も禁止されています。

※採捕＝捕獲すること。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
あ ゆ	ただし、有料河川漁場を除く。また、8月21日から8月31日までの間は手づかみや竿釣り、 8/21～11/20 とも網での採捕は可能。											
びわます あまご いわな										10/1～11/30		
いけちようがい					5/1～7/31							

3. 全長等の制限

○漁業調整規則によるもの（規則第36条）（罰則－A類 p.26）

○委員会指示によるもの

法第67条,第130条 指示19-1,19-2,28-4（罰則－C類 p.26）

次に掲げる水産動物は、資源保護のため、ある一定の大きさ以下

のものは採捕禁止となっています。捕まえた場合は、放流しましょう。また、ビワマス・アマゴ・イワナの産んだ卵も採捕してはいけません。

ウナギ	全長35 cm以下
ビワマス	全長30 cm以下（注）
コイ	全長15 cm以下
フナ	全長15 cm以下
（ニゴロブナ）	全長22 cm以下（注）
アマゴ	全長12 cm以下
イケチヨウガイ	殻長10 cm以下
シジミ	殻長1.5 cm以下（注）

（注）委員会指示による規制があります。
セタシジミ（漁業）にも委員会指示による規制があります。

・ビワマス

指示により**全長30cm以下**のものは、採捕してはなりません。

・ニゴロブナ

指示により全長22cm以下のものは、採捕してはなりません。
ただし、次に掲げる場合は、この限りではありません。

- ①内水面第5種共同漁業を内容とする漁業権もしくは入漁権または遊漁規則に基づいて採捕する場合
- ②徒手採捕、搔網、竿釣りまたは手釣りで採捕する場合

4. 採捕禁止区域

(1)「保護水面」指定にともなう採捕禁止区域（規則第35条の2）

県下の琵琶湖や河川のなかで、アユ、ホンモロコおよびニゴロブナが産卵繁殖する重要な区域は、水産資源保護法に基づく「保護水面」に指定されています。採捕禁止期間には、区域内を巡回して産卵・繁殖保護の啓発・指導にあたっています。

○アユの保護水面

県内全域で適用される禁止期間（p.14）に加え、次に掲げる区域では、9月1日から11月30日までの間、アユを含むすべての水産動物の採捕が禁止となります。（罰則-A類 p.26）

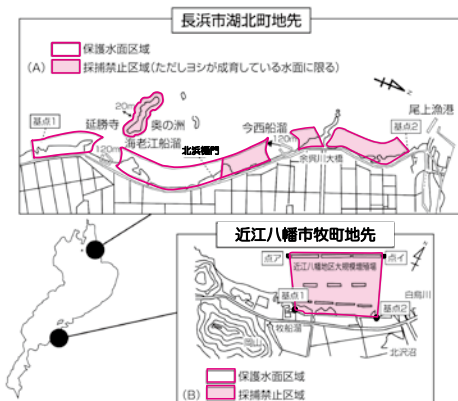
河川名	保護水面区域		禁止期間
		上流端	
安曇川	①	高島市安曇川町常磐木・高島市新旭町安井川地先、五番領安井川線常安橋	<p style="color: red;">9月1日～11月30日 アユ等すべての水産動物の採捕禁止</p>
石田川	②	高島市今津町蘭生・梅原地先、国道303号線上ノ瀬橋	
知内川	③	高島市マキノ町寺久保・上開田地先、上開田橋	
塩津大川	④	長浜市西浅井町集福寺地先、集福寺川との合流点	

姉川 (高時川)	⑤	長浜市宮部町・長浜市国友町地先、草野川との合流点 長浜市湖北町馬渡・小今地先、国道8号線馬渡橋	200メートルの線 川尻（管理者が河岸に設置した標柱を結ぶ線の中点）より沖合半径	9月1日～11月30日 アユ等すべての水産動物の採捕禁止
天野川	⑥	米原市箕浦・西円寺地先、能登瀬岩脇線箕浦橋上流の堰堤		
犬上川	⑦	彦根市高宮町・犬方町地先、国道8号線千鳥橋		
和邇川	⑧	大津市小野、和邇中地先		

○フナ、モロコの保護水面

下図の保護水面の区域の一部または全域では、**4月1日から7月31日までの間、フナおよびモロコの採捕が禁止**されています（罰則-A類 p.26）。

なお、保護水面の区域全域でフナやモロコの産卵環境の保全や稚魚の放流などが行われていますので、産卵繁殖保護への御協力をお願いします。



(2)その他の採捕禁止区域

次に掲げる区域も、水産資源の保護培養のため採捕禁止期間が設定されています。(p.20-21：保護水面・禁止区域一覧図参照)

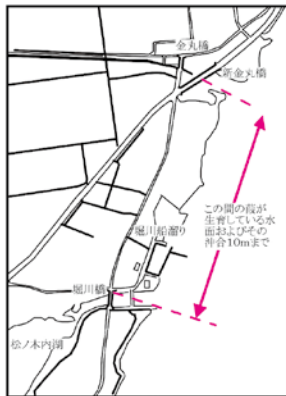
○漁業調整規則によるもの（規則第42条）（罰則－A類 p.26）

水域	禁止区域		禁止期間	禁止内容
琵琶湖	(あ)	近江八幡市沖島町地先、栗谷湾内 (図あ)	5月10日 } 7月10日	水産動植物の採捕禁止
	(い)	高島市安曇川町四津川金丸橋から堀川橋地先 (図い)	4月1日 } 7月31日	
犬上川	(う)	多賀町大字富之尾地先、金屋頭首工の上流70m、下流70m以内の区域	2月1日 } 6月30日	
姉川	(え)	米原市小泉地先、発電用水取入口堰堤から上流70m、下流70m以内の区域		
高時川	(お)	長浜市木之本町古橋地先、合同井堰から上流70m、下流70m以内の区域		
野洲川	(か)	湖南市石部北地先、石部頭首工から上流70m、下流200m以内の区域		
琵琶湖	(C)	長浜市湖北町尾上地先にある大規模増殖場に設置されている浮産卵床から20m以内の区域	4月1日 } 7月31日	フナ、モロコの採捕禁止
	(D)	草津市山田町地先にある大規模増殖場に設置されている浮産卵床から20m以内の区域		
	(E)	野洲市喜合地先にある小規模増殖場に設置されている浮産卵床から20m以内の区域		
	(F)	長浜市西浅井町月出地先にある小規模増殖場に設置されている浮産卵床から20m以内の区域		

水域	禁止区域		禁止期間	禁止内容
琵琶湖	(G)	大津市衣川一丁目地先にある小規模増殖場に設置されている浮産卵床から20m以内の区域	4月1日 ～ 7月31日	フナ、モロコの採捕禁止
	(H)	守山市赤野井町地先にある小規模増殖場に設置されている浮産卵床から20m以内の区域		
	(I)	高島市新旭町饗庭地先にある小規模増殖場に設置されている浮産卵床から20m以内の区域		
	(J)	大津市小野地先にある小規模増殖場に設置されている浮産卵床から20m以内の区域		
	(K)	大津市比叡辻地先にある小規模増殖場に設置されている浮産卵床から20m以内の区域		
	(L)	近江八幡市南津田町地先にある広域型増殖場の離岸堤の南端と北端を結んだ線から岸側の区域		



図あ



図い

○委員会指示によるもの

法第67条,第130条,
指示18-3,21-2
(罰則-C類 p.26)

水域	禁止区域		禁止期間	禁止内容
西の湖	(き)	近江八幡市地先、西の湖および同湖から琵琶湖に通ずる水路ならびに同湖周辺の水路	周年	貝類の採捕禁止

(罰則-C類 p.26)

水域	禁止区域		禁止期間	禁止内容
	上流端	下流端		
天野川	(a)	川尻	漁具が設置されている期間	水産動植物の採捕、魚道の遮断、魚群の散逸行為の禁止
姉川(南浜地先)	(b)	川尻		
高時川	(c)	やな工作物の下流100m		
塩津大川	(d)	川尻		
知内川	(e)	川尻		
石田川	(f)	川尻		
安曇川北流	(g)	川尻		
安曇川南流	(h)	川尻		
姉川(曾根地先)	(i)	やな工作物の下流200m		
田川	(j)	川尻		

(罰則-C類 p.26)

水域	禁止区域		禁止期間	禁止内容
	上流端	下流端		
伊庭内湖流入河川 瓜生川	(k)	天尾橋上流端	4月1日~ 5月31日	水産動植物の採捕禁止
伊庭内湖流入河川 鉢光寺川	(l)	大橋上流端		
西の湖流入河川 山本川	(m)	松原橋上流端		

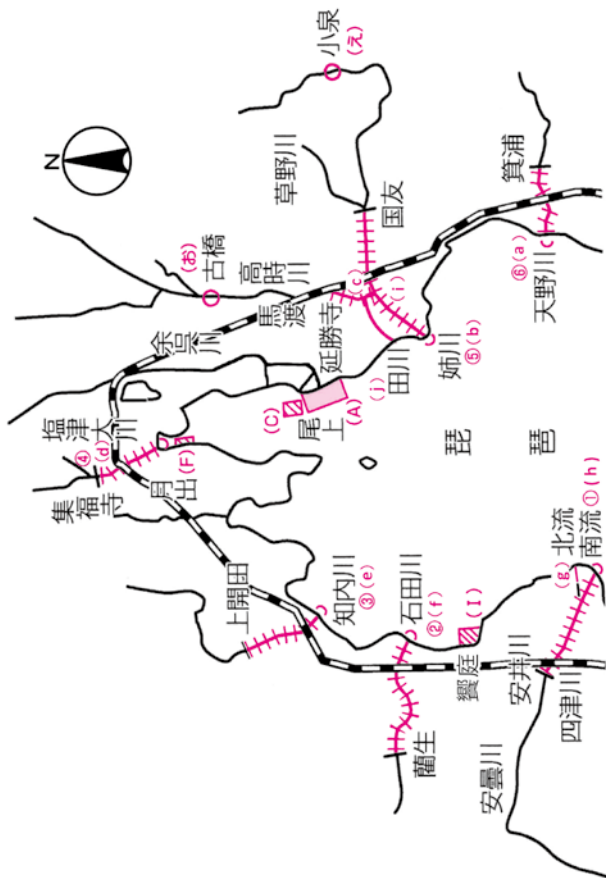


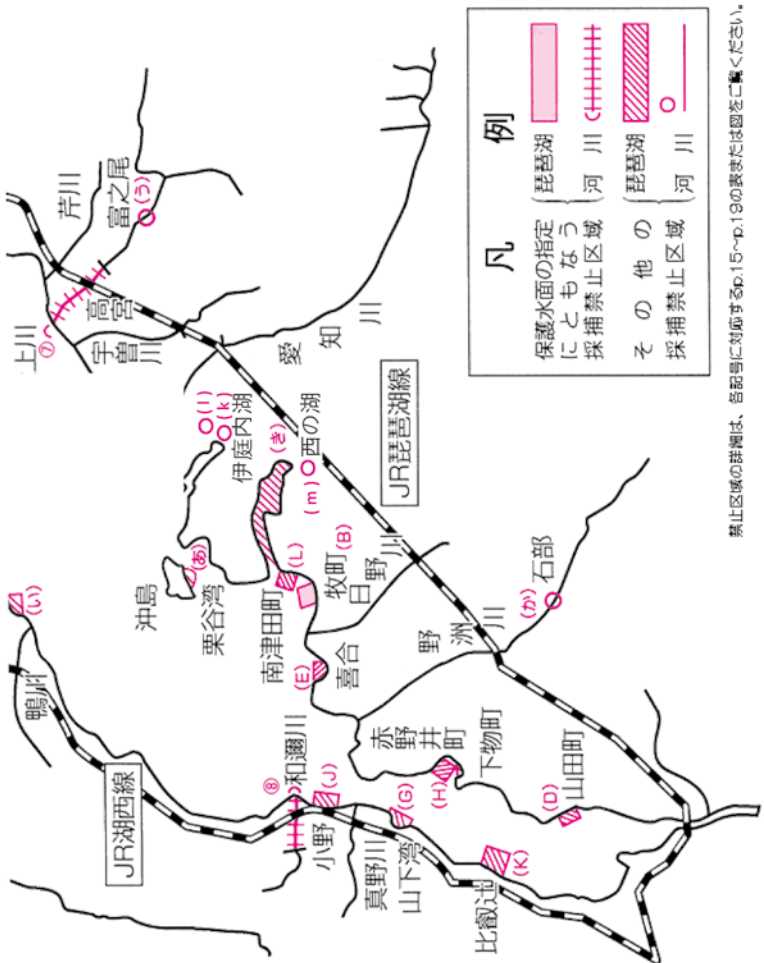
鉢光寺橋下流端から大橋上流端までの鉢光寺川約237m
目崎橋下流端から天尾橋上流端までの瓜生川約520m



西沢橋下流端から松原橋上流端までの山本川約410m

(3) 保護水面・禁止区域一覽図





凡 例

- | | | |
|----------------------------|--|-----|
| 保護水面の指定
にともなう
採捕禁止区域 | | 琵琶湖 |
| その他の
採捕禁止区域 | | 琵琶湖 |
| | | 河川 |
| | | 河川 |

禁止区域の詳細は、各記号に対応するp.15~p.19の表または図をご覧ください。

5. 禁止漁具・漁法

(罰則－A類 p.26)

次に掲げる漁具・漁法により水産動物を採捕してはいけません。

○水産資源保護法によるもの（保護法第5・6条）

(罰則－D類 p.26)

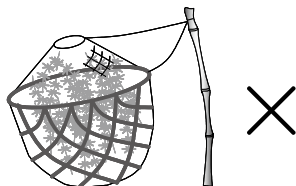
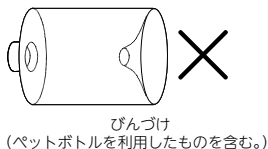
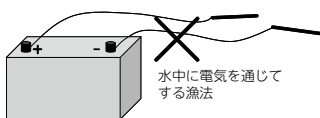
- 爆発物を使用する漁法
- 有毒物を使用する漁法

○漁業調整規則によるもの（規則第38条）

(罰則－A類 p.26)

- 動力を利用する瀬干漁法
- 水中に電気を通じてする漁法
- 柳の根または藻類（これに類するものを含む）を使用し、もろこを誘致してする漁法
- 潜水器（簡易潜水器を使用する漁法を含む）
- びんづけ（ガラス以外の材質を使用する漁法を含む）
- 発射装置を有する漁具（ゴムによるものを含む）

(遊漁者に関する事項のみを抜粋)



○委員会指示によるもの（法第67条、指示18-4、28-2）

（罰則-C類 p.26）

- | |
|--|
| ○集魚を目的とした 照明器具(集魚灯) を使用する漁具、漁法
○引縄釣（禁止期間：10月1日～11月31日） |
|--|

6. その他の漁具・漁法の制限

○漁具・漁法の制限（規則第39条）

次に掲げる漁具による水産動物の採捕は、それぞれ次の範囲でなければなりません。
（罰則-A類 p.26）

漁 具	範 囲
もんどり	網目1辺の長さが3cm以上 そで網の間口2m以下
たつべ	す目2cm以上

（遊漁に関する事項のみを抜粋）

○夜間における漁具の使用禁止（規則第44条）

次に掲げる漁具による水産動物の採捕は、次の期間の日没から日の出までは禁止となります。

（罰則-A類 p.26）

漁 具	禁止期間
押網 （押簧を含む）	5月1日から7月31日まで
やす	

7. 県内への水産動物の移植禁止（規則第50条）

本県は、琵琶湖を中心とした閉鎖性水系となっており、他水域の水産動物を持ち込むと、既存の生態系のバランスが破壊され、資源保護の上で大きな問題が生じます。

このため、次に掲げる水産動物以外の水産動物（卵を含む）の県内への移植は、知事の許可がなければできません。

（罰則－A類 p.26）

移植許可がいない水産動物

ビワマス	コイ	フナ
ホンモロコ	ウナギ	イサザ
ゴリ（ヨシノボリ）	アマゴ	イワナ
ニジマス	ヒガイ	ドジョウ
ワタカ	タニシ	シジミ
テナガエビ	スジエビ	

（参考）滋賀県で捕獲された外来魚について

県内の琵琶湖や河川では、ブルーギルやブラックバス（オオクチバス）など、既に繁殖し在来生物に大きな影響を及ぼしている外来魚のほかに、毎年様々な外来魚が捕獲されています。1994年以降新たに捕獲された外来魚の種類は、確認されただけでも30種類以上に達しました。新たな外来魚の多くは観賞魚ですが、コクチバスのように釣りの対象魚も含まれています。

琵琶湖特有の貴重な生態系を守るために、外来魚を持ち込まないようにしましょう。

8. 県内への水産動物の移植禁止（規則第50条）

釣りなどのレジャー活動で外来魚を採捕したときは、再び琵琶湖に戻してはいけません。

対象となる外来魚は、琵琶湖の生態系に与える影響の大きさ、琵琶湖での繁殖の有無、レジャーで採捕されるかなどから、条例の施行規則で定めています。

施行規則で定める魚種

ブルーギル、オオクチバスおよびコクチバスとする。

釣りあげた外来魚は琵琶湖に戻さず、湖岸の公園や漁港に設置されている回収ボックスや回収いけすに入れましょう。



回収ボックス・回収いけすの利用や詳細な位置については、下記をご覧ください。

滋賀県庁ホームページ琵琶湖レジャー利用の適正化

ポータルサイト <http://www.pref.shiga.lg.jp/d/leisure/>

または

携帯版・モバイル県庁 <http://www.pref.shiga.lg.jp/mobile/index.html>

9. 罰則

今まで見てきた制限または禁止事項は滋賀県内全域で適用され、違反した場合、次のような罰に処せられます。

(罰則－A類 p.26)

A類	(滋賀県漁業調整規則第61条に該当) 6月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金または併科 ※このほか、犯人が所有または所持する漁獲物、その製品、漁船または漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は没収することができる。
B類	(滋賀県漁業調整規則第62条に該当) 科料
C類	(漁業法第139条に該当) 1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金または拘留 もしくは科料 ※知事が委員会指示に従うべきことを命じた場合のみ適用
D類	(水産資源保護法第36条に該当) 3年以下の懲役または200万円以下の罰金

10. ルールを守って楽しい遊漁を

漁業者にとって琵琶湖や川は、生産の場であり、かつ生活の基盤です。

遊漁者にとって琵琶湖や川は、自然に親しみ、明日の活力を得る健全なレクリエーションの場です。

漁業者と遊漁者の相互理解のなかで楽しい遊漁をするために、

規則で決まっていること以外にも次のことを守ってください。

秩序ある遊漁

- 琵琶湖や川をきれいにしましょう。
ビニール、空カン、空ビン、残った餌、釣り針、釣り糸等は責任をもって処理しましょう。
- えり、やな等の漁具、養殖施設、浮産卵床の周辺および操業中の漁船のまわりでは、釣りを慎みましょう。
- 河川の堰堤などにある魚道は魚の遡上に大切な施設です。この付近での魚とりはやめましょう。

安全な遊漁

- 天候に注意して遭難防止に努めましょう。
- 危険な箇所に立ち入らないようにしましょう。
- 港の入口等危険な場所での遊漁はやめましょう。

自然を大切に

- ヨシ群落を始めとする、湖岸の植生帯は野鳥達の大切なすみかです。驚かしたり巣のそばへ近寄らないようにしましょう。
- 放置された釣り針、釣り糸に絡まったり、飲み込んだりして、野鳥が死んでしまいます。不要な釣り針、釣り糸は必ず持ち帰りましょう。

Ⅱ 有料釣り場（第5種共同漁業権漁場）

1. 遊漁規則について

河川や湖沼にある有料の釣り場（内水面第5種共同漁業権の漁場）では、それを管理する各漁業協同組合が「遊漁規則」を定めており、遊漁者はこれを守らなければなりません。

○遊漁規則の内容

遊漁規則には、体長制限、漁具漁法、遊漁期間、遊漁料金、料金の納付場所など現地に即した事項のほか、各組合に共通な事項についても定められています。それは次のような内容です。

（1）遊漁の承認および遊漁料の納付義務

漁場内で遊漁をしようとする場合は、組合の承認を受け、遊漁料を組合指定の納付場所に納付しなければなりません。

（2）遊漁料の額および納付方法について

遊漁料の額には次のような特例があります。

a. 未就学の幼児……無料

小中学校生徒……通常料金の1/2に相当する額

肢体不自由者……原則として通常料金の1/2に相当する額

b. 納付指定場所以外で漁場監視員に納付する場合

通常料金に既定額を加算した額

（加算額は各漁場の遊漁規則の規定による。）

(3) 遊漁に際し守るべきこと

- a. 組合から交付された遊漁承認証は必ず携帯してください。
- b. 漁場監視員の指示に従わなければなりません。
- c. 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはいけません。
- d. 組合の定める事項について遵守しなければなりません。

(4) 違反者に対する措置

組合は、この規則に違反した者に対し、遊漁の中止を命じ、かつ以後その者の遊漁を拒絶することがあります。

(5) 問い合わせ先

解禁日、遊漁料金、漁場（釣り場）に関する詳細は各河川漁業協同組合（p.33参照）または滋賀県河川漁業協同組合連合会におたずねください。

滋賀県河川漁業協同組合連合会

(住所) 〒520-0801 大津市におの浜四丁目4-23

(電話) 077 (522) 0126

(ホームページ) <http://shigakasen.com/>

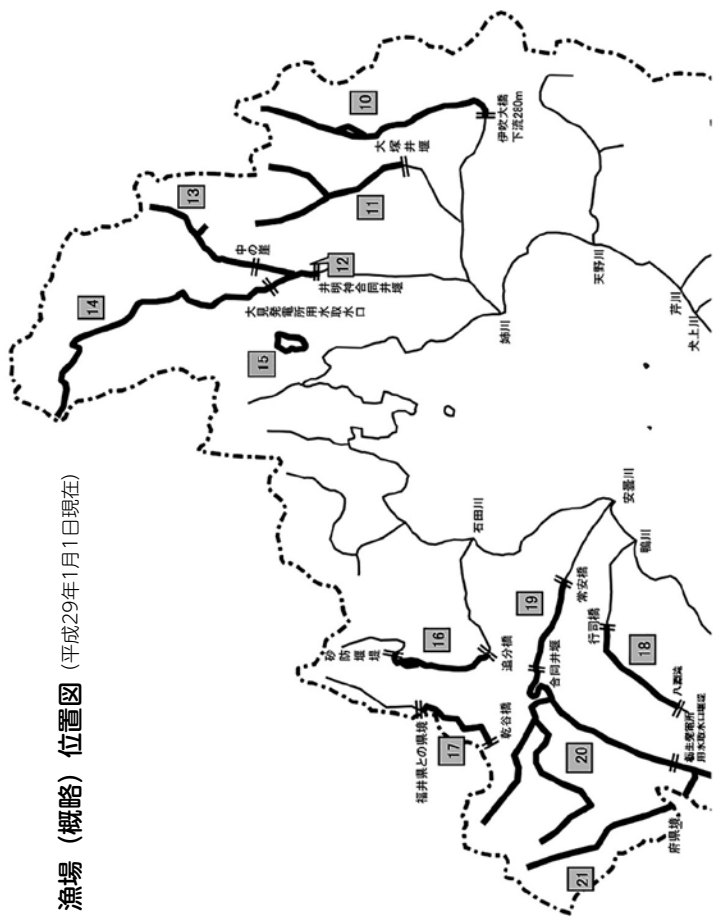
2. 漁業権対象魚種一覧

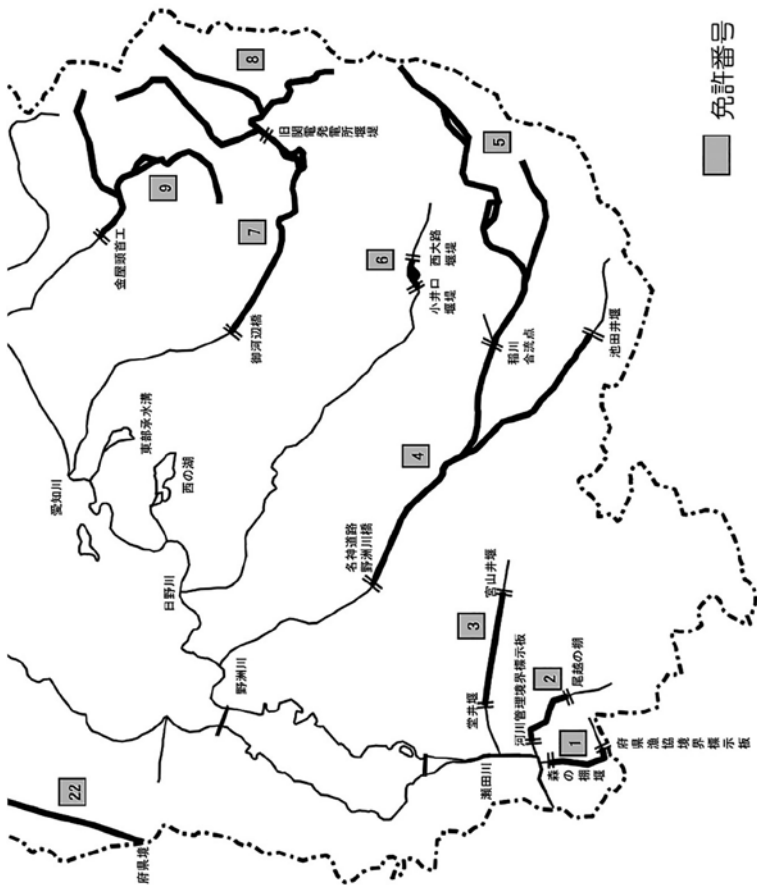
(平29年1月1日現在)

免許番号	漁場	あ ゆ	わか さぎ	こ い	ふ な	も ろ こ
内共第1号	大石川					
内共第2号	信楽川					
内共第3号	大戸川	○				
内共第4号	野洲川	○		○		
内共第5号	野洲川	○	○	○	○	
内共第6号	日野川			○	○	
内共第7号	愛知川	○				
内共第8号	愛知川	○				
内共第9号	犬上川	○		○	○	
内共第10号	姉川	○				
内共第11号	草野川	○				
内共第12号	高時川、杉野川	○				
内共第13号	杉野川	○				
内共第14号	高時川	○				
内共第15号	余呉湖		○	○	○	○
内共第16号	石田川	○				
内共第17号	寒風川					
内共第18号	鴨川	○				
内共第19号	安曇川	○				
内共第20号	安曇川	○				
内共第21号	針畑川	○				
内共第22号	安曇川、針畑川	○				

に じ ま す	あ ま ご	い わ な	う な ぎ	漁業権者	電話番号
○	○	○		勢多川漁協	077(546)4746
○	○	○			
○	○			大戸川漁協	077(549)1319
				野洲川漁協	0748(72)1185
○	○	○	○	土山漁協	0748(68)0068
				日野町漁協	0748(52)4543
	○	○		愛知川漁協	050(5801)7897
○	○	○	○	愛知川上流漁協	0748(29)0620
○	○	○	○	大滝漁協	0749(49)0001
○	○	○		姉川上流漁協	0749(58)1341
○	○	○	○	草野川漁協	0749(76)0320
○	○			高時川漁協	0749(82)2760
	○	○	○	杉野川漁協	0749(84)0022
	○	○	○	丹生川漁協	0749(86)2607
			○	余呉湖漁協	0749(86)3033
	○		○	三谷漁協	0740(24)0348
	○				
○	○	○		高島鴨川漁協	0740(37)0078
				廣瀬漁協	0740(33)1288
	○	○		朽木漁協	0740(38)2541
	○	○			
	○	○		葛川漁協	077(599)2120

3. 漁場 (概略) 位置図 (平成29年1月1日現在)





4. 河川漁業協同組合の遊漁規則一覧表 (平成29年1月1日現在)

※この表は概要です。漁場によっては、この表以外にも禁止区域や専用区を設定している場合があります。遊漁をする際は、各漁場の遊漁規則に従ってください。

漁業権者	住 所	電話番号	漁場の位置	魚種	漁具・ 漁法
勢多川漁協	大津市大石 富川字岩屋	077(546)4746	大津市大石龍門町 地先 (大石川筋) 大津市大石富川町 地先 (信楽川筋)	にじます あまご いわな	竿 釣
非出資 大戸川漁協	大津市牧 一丁目 6番1号	077(549)1319	大津市上田上牧町 地先 (大戸川筋) 濃密放流区は、大 津市上田上牧町地 先の畑堰堤から新 井堰堤までの区域	あ ゆ	友 釣
				にじます あまご	引掛 投網 竿 釣
野洲川漁協	湖南省夏見 618番地の5	0748(72)1185	湖南省、甲賀市 地先 (野洲川筋)	あ ゆ	友 釣 投網
				こ い	引掛 竿 釣 投網

遊漁期間	遊漁料金					年券
	区域	日券				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	
解禁日から 9月30日まで	—	期間中 3,000円				なし
解禁日から 9月30日まで	全漁場 区域	解禁日から 3日間 3,000円	4日目から 投網 解禁前日 2,500円	投網解禁日以降 1,500円		なし
左記漁具の 解禁日から 9月30日まで	全漁場 区域	解禁日から 3日間 3,500円	4日目以降 1,500円			
解禁日から 3月31日まで (ただし、あまご は12月1日から)	濃密 放流区	期間中 3,000円				
	濃密放流 区を除く 漁場	期間中 1,500円				
解禁日から 9月30日まで	—	期間中 2,500円				9,000円
左記漁具の 解禁日から 9月30日まで	友釣専用 区を除く 漁場	期間中 3,500円				9,000円
左記漁具の 解禁日から 9月30日まで	友釣専用 区を除く 漁場	期間中 2,000円				8,000円
周年	—	期間中 500円				3,000円

漁業権者	住 所	電話番号	漁場の位置	魚種	漁具・ 漁法
土山漁協	甲賀市 土山町黒滝 466	0748(68)0068	甲賀市地先 (野洲川筋)	あ ゆ	友 釣
					引 掛 さで網
					投 網
				あ ま ご い わ な に じ ま す	竿 釣
				う な ぎ	流し針 もんどり 穴 釣 竿 釣
				こ ふ い な	竿 釣
わかさぎ	竿 釣				
日野町漁協	蒲生郡日野町 西大路2871-3	0748(52)4543	蒲生郡日野町地先 (日野川筋)	こ ふ い な	竿 釣
愛知川漁協	東近江市 永源寺 相谷町 1378	050(5801)7897	東近江市地先 (愛知川筋) 濃密放流区は、東 近江市甲津畑町地 先の愛知川支流渋 川の大堰堤から堀 越堰堤までの区域	あ ゆ	友 釣 餌 釣 毛針釣 引 掛 手 網 玉 さで網
					投 網
				あ ま ご い わ な	竿 釣

遊漁期間	遊漁料金					年券
	区域	日券				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	
左記漁具の解禁日から9月30日まで	—	特別解禁 3,000円	期間中 2,000円		8,000円	
左記漁具の解禁日から9月30日まで	友釣専用 区を除く 漁場					
左記漁具の解禁日から9月30日まで	友釣専用 区を除く 漁場	期間中 3,000円			なし	
解禁日から 7月31日まで	—	特別解禁 2,000円	期間中 2,000円		8,000円	
左記漁具の解禁日から9月30日まで	—	期間中 2,000円			8,000円	
周年	—	期間中 1,000円			6,000円	
解禁日から 3月31日まで	—	期間中 1,000円			6,000円	
周年	—	期間中 1,000円			8,000円	
各漁法の 解禁日から 9月30日まで	全漁場 区域	期間中 2,000円			8,000円	
左記漁法の 解禁日から 9月30日まで	全漁場 区域	期間中 4,000円			8,000円	
12月1日から 9月30日まで	濃密 放流区	12月1日から翌年9月30日まで 4,000円			なし	
解禁日から 9月30日まで	濃密放流 区を除く 漁場区域	期間中 1,000円			5,000円	

漁業権者	住 所	電話番号	漁場の位置	魚種	漁具・ 漁法
愛知川上流 漁協	東近江市 政所町 1692-2	0748(29)0620	東近江市地先 (愛知川筋) 濃密放流区は、東 近江市紅葉尾町地 先の愛知川支流須 谷川の水上農業用 取水口(通称、水 上湯)から一番の 滝までの区域	あ ゆ	友 釣 毛針釣
					餌 釣 引掛
				にじます あまご いわな	竿 釣 徒手捕
					竿 釣
				う な ぎ	竿 釣 穴釣 流し針
大滝漁協	犬上郡 多賀町 川合437	0749(49)0001	犬上郡多賀町地先 (犬上川筋)	あ ゆ	友 釣
					投 網 引掛
				こ ふ い な	竿 釣
				あ ま ご い わ な に じ ま す	竿 釣
				う な ぎ	流し針

遊漁期間	遊漁料金					
	区域	日券				年券
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	
解禁日より 9月30日まで	全漁場 区域	期間中 2,000円				6,000円
左記漁具の 解禁日より 9月30日まで						
解禁日より 9月30日まで(に じますのみ通年)	濃密 放流区	期間中 4,000円				なし
解禁日より 9月30日まで	濃密放流 区を除く 漁場区域	期間中 2,000円				6,000円
解禁日より 9月30日まで	全漁場 区域	期間中 1,000円				なし
解禁日から 9月30日までの 組合の定めた日	—	解禁日～ 1週間 3,000円	解禁日 8日目～ 7月31日 2,500円	8月1日～終了まで 2,000円		8,000円
解禁日から 9月30日までの 組合の定めた日	—	期間中 2,000円				なし
周年	—	期間中 1,000円				5,000円
解禁日から 6月30日まで	—	解禁日 3,000円	翌日～ 3月31日 2,500円	4月1日～ 4月30日 2,000円	5月1日～ 終了まで 1,200円	6,000円
解禁日から 9月30日(あゆ 遊漁期間に限る)	—	なし				5,000円

漁業権者	住 所	電話番号	漁場の位置	魚種	漁具・ 漁法
姉川上流 漁協	米原市 春照 866- 1	0749(58)1341	米原市地先 (姉川筋)	あ ゆ	友 釣
					引 掛
					投 網
				にじます あまご い わ な	竿 釣
草野川漁協	長浜市 野瀬町 1023-10	0749(76)0320	長浜市(旧浅井町) 地先(草野川筋) 濃密放流区は、長 浜市野瀬町地先の 野瀬橋上流100m から同橋下流 100mまでの区域	あ ゆ	友 釣
					投 網
				あ ま ご い わ な にじます	竿 釣
				う な ぎ	流し針 穴 釣
高時川漁協	長浜市 木之本町 川合3-4	0749(82)2760	長浜市木之本町地 先(高時川筋およ び杉野川筋)	あ ゆ	友 釣 毛針釣
					引 掛 投 網
				にじます あまご	竿 釣
杉野川漁協	長浜市 木之本町 杉本919-1	0749(84)0022	長浜市木之本町地 先(杉野川筋)	あ ゆ	友 釣 引 掛
					あ ま ご い わ な
				う な ぎ	流し針 竹筒

遊漁期間	遊漁料金					
	区域	日券				年券
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	
解禁日より 9月30日まで	—	解禁日から3日間 3,000円	その後7日間 2,500円	その後1ヶ月間 2,000円	その後終了まで 1,500円	8,000円
左記漁具の 解禁日より 9月30日まで	—	なし				2,000円
	—	なし				5,000円
左記漁具の 解禁日から 9月30日まで	第1漁区(姉 川ダムから 下流の区域)	期間中 2,000円				8,000円
第1漁区の解禁日以 降に組合の定めた日 から9月30日まで	第2漁区(姉 川ダムから 上流の区域)					
解禁日より 9月30日まで	濃密放流 区を除く 漁場区域	解禁日から3日間 3,000円	その後終了まで 2,500円			8,000円
解禁日より 9月30日まで		なし				8,000円
解禁日より 9月30日	濃密放流 区を除く 漁場区域	解禁日から3日間 3,000円	その後終了まで 2,000円			6,000円
解禁日より9月30 日(にじますのみ 12月30日まで)	濃密 放流区	期間中 2,000円				なし
解禁日より 9月30日まで	濃密放流 区を除く 漁場区域	なし				5,000円
左記漁具の 解禁日から 9月30日まで	—	解禁日 3,000円	その後14日間 2,200円	その後14日間 1,800円	その後終了まで 1,300円	8,000円
左記漁具の 解禁日から 9月30日まで						
解禁日より 9月30日まで	—	解禁日 2,000円	その後14日間 1,500円	その後終了まで 1,000円		5,000円
解禁日より 9月30日まで	—	解禁日 2,800円	その後7日間 2,000円	その後終了まで 1,500円		6,500円
解禁日より 9月30日まで	—	期間中 2,000円				6,000円
解禁日より 9月30日まで	—	解禁日 2,000円	その後7日間 1,500円	その後終了まで 800円		6,000円

漁業権者	住 所	電話番号	漁場の位置	魚種	漁具・ 漁法
丹生川漁協	長浜市 余呉町 上丹生 2556	0749(86)2607	長浜市余呉町地先 (高時川筋)	あ ゆ	友 釣
					引 掛
					投 網
				う な ぎ	流し針 竹筒 釣
				い わ な あ ま ご	竿 釣
余呉湖漁協	長浜市 余呉町 川並 2380-1	0749(86)3033	長浜市余呉町地先 (余呉湖)	こ い ふ な も ろ こ	竿 釣
				わ か さ ぎ	竿 釣
				う な ぎ	竿 釣
三谷漁協	高島市 今津町 角川787	0740(24)0348	高島市今津町地先 (石田川筋)	あ ゆ	友 釣
					引 掛
					投 網
				あ ま ご	竿 釣
			う な ぎ	流し針	
			高島市今津地先 (寒風川筋)	あ ま ご	竿 釣

遊漁期間	遊漁料金					年券
	区域	日券				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	
解禁日より 9月30日まで	-	解禁日 3,000円	翌日より 14日間 2,500円	以後終期まで 2,000円		8,000円
左記漁具の解禁日 から9月30日まで		解禁日 3,000円	翌日より 7日間 2,500円	以降終期まで 2,000円		
左記漁具の解禁日 から9月30日まで		解禁日 3,000円	翌日より 7日間 2,500円	以降終期まで 2,000円		
解禁日から9月 30日まで	-	期間中 2,000円				
3月1日より9月 30日まで	-	期間中 2,000円				5,000円
1月1日～ 12月31日	-	期間中 1,100円				5,000円 (ふな・ こいに 限る)
解禁日～ 3月31日	-					
4月1日～ 12月31日	-					
解禁日より9月 30日まで	-	解禁日 2,500円	翌日から期間中 2,000円			8,000円
左記漁具の解禁 日より9月30日 まで		期間中 3,000円				
		期間中 4,000円				
解禁日より 9月30日まで	-	解禁日 2,000円	翌日から期間中 1,000円			なし
解禁日より 9月30日まで	-	期間中 2,000円				なし
解禁日より 9月30日まで	-	解禁日 2,000円	翌日から期間中 1,000円			なし

漁業権者	住 所	電話番号	漁場の位置	魚種	漁具・ 漁法
高島鴨川 漁協	高島市 鹿ヶ瀬 456-1	0740(37)0078	高島市高島地先 (鴨川筋)	あ ゆ	友 釣 引掛 投 網
				にじます あまご いわな	竿 釣
廣瀬漁協	高島市 安曇川町 長尾671	0740(33)1288	高島市 安曇川町地先 (安曇川筋)	あ ゆ	友 釣 毛針釣 引掛 投 網
朽木漁協	高島市朽木 市場667	0740(38)2541	高島市朽木地先 (安曇川筋および 針畑川筋)	あ ゆ	友 釣 引掛 投 網
				あまご いわな	竿 釣
葛川漁協	大津市 葛川坊村町 237-37	077(599)2120	大津市葛川地先 (安曇川筋および 針畑川筋)	あ ゆ	友 釣 引掛 張 網 打 網
				あまご いわな	竿 釣

遊漁期間	遊漁料金					年券
	区域	日券				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	
左記漁具の解禁日から9月30日まで	-	解禁日から3日間 2,800円	その後終了まで 2,000円			8,000円
		期間中 4,000円				なし
左記漁具の解禁日から9月30日まで	-	期間中 2,000円				5,000円
解禁日より9月30日まで	-	期間中 2,000円				8,000円
9月1日より9月30日まで	-					
	-	期間中 4,000円				なし
左記漁具の解禁日より9月30日まで	-	期間中 3,000円				なし
	-	期間中 3,000円				
	-	期間中 4,000円				
左記漁具の解禁日より9月30日まで	-	期間中 2,200円				8,500円
解禁日より9月30日まで	全漁場区域	解禁日より10日間 3,000円	11日目から9月30日まで 2,500円			8,000円
左記漁具の解禁日より9月30日まで	友釣専用区を除く漁場区域	期間中 2,500円				なし
		期間中 2,000円 (引掛日券 購入者のみ)				なし
		期間中 3,000円				なし
解禁日より9月30日	全漁場区域	期間中 2,500円				8,000円

Ⅲ 漁業と遊漁に関する制度

漁業や遊漁と関わりのある制度について、その概略を以下に説明します。ここでは、漁業および遊漁とは次の意味で使用しています。

漁業……水産動植物の採捕または養殖の事業。

遊漁……レクリエーションのために行う釣りなど、営利を目的としない水産動物の採捕等。

1. 漁業法

漁業法は漁場を誰にどう使わせるかという漁場の利用関係を定めた法律で、漁場の総合的高度利用、漁業の民主化を目的としています。遊漁も漁場の利用という点で深く係わってきます。漁業法には漁業権、漁業許可、漁業調整などについて規定されています。

(1) 漁業権

行政庁の免許により設定される特定の水面において特定の漁業を営む権利です。漁業権は共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権（本県にはなし）の3種類に分けられます。

共同漁業権とは一定の水面を共同に利用して漁業を営む権利です。本県には、シジミなど貝類を採捕する第1種共同漁業、琵琶湖独特の「えり」や河川を遡上するアユなどをとる「やな」など定置式の網漁具を使用する第2種共同漁業、河川の上・中流域や余呉湖などの内水面でなされる内水面第5種共同漁業があります。

区画漁業権とは、水産動植物の養殖を営む漁業権です。本県では、琵琶湖の内湾や内湖で行われている真珠養殖業や真珠母貝養殖業の他に湖中に浮かべた網イケス式の魚類養殖業がこれにあたります。

(参考) 第5種共同漁業権について

第5種共同漁業権が設定されている河川や湖沼など内水面は、①水面が限定されており、かつ操業が容易なため資源が枯渇するおそれが大きく、増殖しないと成りたたない、②地元外からたくさん釣りの人が来る、などの特徴を持っています。

このため、漁業権の免許を受けた漁業協同組合には増殖が義務づけられており、また「遊漁規則」により一般の遊漁者のする採捕を制限し、「遊漁料」を徴収することができます。

ただし、漁業協同組合が不当に遊漁を制限することは許されていません。遊漁規則の制定・変更にあたっては、漁場利用の公正を図るため、知事が漁業者や遊漁者の代表などから構成される内水面漁場管理委員会の意見をきいて認可することになっています。

なお、「遊漁料」とは漁業協同組合が義務として行っている増殖および漁場管理の費用を組合員と同様に一般の遊漁者にも負担してもらおうという趣旨のもので、魚を釣らせて、もうけようというわけではありません。

※第5種共同漁業権漁場内における「遊漁」とは、免許を受けた組合に所属している組合員以外の者がする水産動植物の採捕を指します。

(2) 漁業許可

漁業の許可とは、一般的に禁止された漁業を特定の者に対して禁止を解除して、その漁業を営む自由を与えることを内容とする行政庁の処分です。農林水産大臣が許可するものと、知事が許可するものがあります。本県には、知事の許可に基づく漁業として、貝びき網漁業、沖びき網漁業、刺網漁業、追さで網漁業、アユ沖すくい網漁業、えびたつべ漁業などがあります。

このほか、試験研究など特別の理由により水産動植物の採捕を認めるものを特別採捕許可といいます。

(3) 漁業調整

漁業調整とは、「広義には、漁場を総合的に利用し、漁業生産力の民主的発展を図るとの漁業法の目的を表す概念。狭義には、漁場の使用に関する紛争の防止または、解決を図ること」をいいます。漁業調整のため重要な役割を果たす機関として、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会があります。これらの委員会は、水産動植物の繁殖保護、漁業権行使の適正化、漁場使用に関する紛争の解決その他漁業調整のために関係者に対して必要な指示をすることができます。これを「委員会指示」といいます。採捕禁止などの指示が出された場合には遊漁者も当然その対象となります。

2. 水産資源保護法

水産資源の保護培養を図り、かつその効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする法律です。水産動植物の採捕制限、保護水面、サケ・アユなどさく河魚類の保護培養などに関することが規定されています。

(参考) 保護水面について

保護水面とは、水産動物が産卵し、稚魚が成育し、または水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のため必要な措置を講ずべき水面として知事が指定する区域をいいます。一般に知事が管理計画に基づいて管理しています。また、保護水面内での工事については、管理者たる知事の許可や知事への協議が必要な場合があります。

滋賀県には、あゆの産卵繁殖のための保護水面が、安曇川・石田川・知内川・塩津大川・姉川・天野川・犬上川・和邇川の8河

川に設定されています（P.15-16参照）。

また、フナ、モロコの産卵繁殖のための保護水面が、長浜市の湖北町海老江から湖北町尾上にかけての地先と近江八幡市牧町の地先の2水域に設定されています（P.16参照）。

3. 滋賀県漁業調整規則

漁業法および水産資源保護法、その他漁業に関する法令とあいまって、滋賀県における水産資源の保護培養、漁業取締り、その他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期すことを目的とする規則です。漁業の許可に関することや水産資源の保護培養および漁業取締りに関することが規定されています。水産動植物の採捕の制限や禁止に関する事項も多く、琵琶湖や河川での遊漁に直接係わってくる規則といえます。

4. 遊漁船業の適正化に関する法律

遊漁船の利用者の安全の確保、利益の保護を図っていくことや、漁場の安定的な利用関係を確保することを目的に平成元年10月1日に施行されました。平成15年4月1日の改正により遊漁船業者は知事への登録が必要となった他、利用客に安全かつ規制に沿った釣り等を行ってもらうため、案内する漁場での採捕規制について、利用客に確実に知らせなければならないなど、一定の義務が課せられました。

(遊漁船業とは)

法律では、船舶により利用者を漁場（海面や琵琶湖などの特定の湖沼）に案内し、釣り、その他の方法で魚などを採捕させる事業を遊漁船業としています。

磯渡し、いかだ渡し、岸ぺき渡し、無動力船の漁場までの案内なども遊漁船業に含まれますが、単なる貸船業は該当しません。

5. 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例

琵琶湖におけるレジャー活動の多様化に伴い、様々な環境への負荷が生じている現状から、これらを低減し琵琶湖をできる限り健全な姿で次世代へ引き継いでいくことを目的として平成15年4月1日から施行されました。また、平成16年10月、平成18年3月および平成23年3月には条例の一部改正が行われました。

この条例では、琵琶湖固有の生態系や水質などの自然環境と琵琶湖周辺で生活する人々の生活環境の保全を目指して、プレジャーボートの航行規制水域の指定、従来型2サイクルエンジンの使用禁止、釣り上げたブルーギル、オオクチバス、コクチバスの再放流の禁止など、レジャーのルールを定めています。

このうち、外来魚の再放流の禁止は、琵琶湖本来の生態系を守るためには、現在琵琶湖沿岸域および河川、ダム湖、ため池等に生息するブルーギルとブラックバス（オオクチバス）といった外来魚を減らしていくことが不可欠であることから、釣りというレジャーに対しても釣り上げた外来魚を再び琵琶湖等に戻さないというルールを設けたものです。

琵琶湖でプレジャーボートを航行させるには、県の交付する適合証の表示が必要です。

(条例第15条の2第1項)

適合原動機搭載艇（4サイクルエンジンおよび環境対策型2サイクルエンジンのプレジャーボート）には、「適合証」を表示しなければなりません。

適合証は、琵琶湖政策課 琵琶湖レジャー対策担当に交付請求することができます。（適合証の交付には、1,000円の手数料が必要です。）

- 琵琶湖では、従来型2サイクルエンジンのプレジャーボートは行けません。
- 環境対策型2サイクルエンジンとは、「筒内直接噴射（DI）方式」および「電子式燃料噴射装置と触媒を併せて備える方式」のエンジンです。
- ヨット、2馬力未満のミニボート等は、これまでどおり規制対象外です。

詳細については、下記までお問い合わせください。

滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖政策課 琵琶湖レジャー対策係

TEL 077-528-3485

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/d/leisure>

6. ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例

平成19年3月29日に「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」が全面施行されました。この条例に基づき、「指定希少野生動植物種」および「指定外来種」が指定されています。これらの指定種について、平成19年5月1日から、指定希少野生動植物種については、捕獲・採取等の原則禁止、指定外来種については、野外への放逐の禁止および飼養等の届出が必要となります。

魚類では、指定希少野生動植物種として、イチモンジタナゴ、ハリヨの2種、指定外来種としてタイリクバラタナゴ、ピラニア類、カワマス、ブラウントラウト、ガー科全種、オヤニラミの6種が指定されています（平成28年10月1日施行現在）。

詳細については、下記をご覧ください。

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課ホームページ

<http://www.pref.shiga.lg.jp/d/shizenkankyo/kyoseijourei.html>

(参考) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）

外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的として、平成17年6月1日に施行されました。特に侵略的な外来生物は、特定外来生物として、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことなどが原則として禁止されています。違反内容によっては非常に重い罰則が課せられます。

魚類では、特定外来生物として、オオタナゴ、コウライギギ、チャネルキャットフィッシュ、ブラウンブルヘッド、フラットヘッドキャットフィッシュ、ヨーロッパナマズ（ヨーロッパオオナマズ）、カワカマス科の全種、カワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物、カダヤシ、ガンブスィア・ホルブロオキ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ラウンドゴビー、ナイルパーチ、ホワイトパーチ、ストライプトバス、ホホワイトバス、ストライプトバスとホホワイトバスの交雑個体、ラッフ、ヨーロピアンパーチ、パイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョの24種が指定されています（平成28年10月1日施行現在）。

詳細については、下記をご覧ください。

環境省外来生物法ホームページ <http://www.env.go.jp/nature/intro/>

IV 参考

1. コイヘルペスウイルス病について

平成15年から平成16年にかけて県内でコイヘルペスウイルス病が発生し、天然コイや飼育コイに大きな被害が出ました。特に琵琶湖では非常に多くのコイが死んでしまいました。平成17年以降、発生数は激減し、また年々減少しています。この病気のまん延を防ぐために、引き続き皆様のご協力をお願いします。

○病気のまん延を防ぐために次のことを守ってください。

- 琵琶湖や河川で釣ったコイを釣った場所と違う水域に放すことは止めてください。
- 皆さんが飼育しているコイや死んだコイを琵琶湖や河川に放したり捨てたりしないでください。

○コイヘルペスウイルス病とは

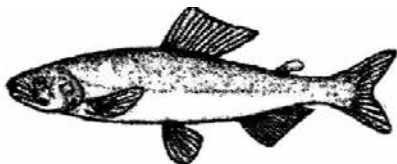
この病気の原因はコイヘルペスウイルス（KHV）と呼ばれるウイルスです。この病気にかかる魚はコイ（ニシキゴイを含む）だけです。病気にかかったコイから接触ないし水をかいして他のコイに感染していきます。コイヘルペスウイルス病にかかったコイは、動きが鈍くなり餌を食べなくなり死んでいきます。この病気は水温が10℃から30℃くらいの時に起り、特に18℃から25℃の時に最も発病しやすくなります。

このウイルスは人に感染することはありません。またこのウイルスに感染したコイを食べても人体に全く影響はありません。



2. 琵琶湖や河川で釣れる魚

○アユ



河川の上・中流域の岩盤や礫石底の瀬や淵に住み、主として石に付いた珪藻類を食べる。

塩焼は独特の風味がある。フライ、田楽、すし、飴煮などにする。

○アマゴ



流れの緩やかな礫底の浅所に産卵する。産卵期は9月～11月。

美味で、塩焼き、アマゴずし、フライなどにする。

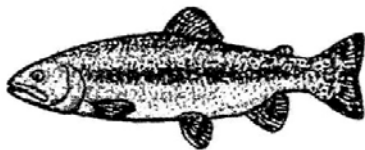
○イワナ



淡水魚中でもっとも標高の高いところの溪流に住む。貪欲で、昆虫類や小魚などを食べる。

美味であり、塩焼、フライ、つけ焼などにする。

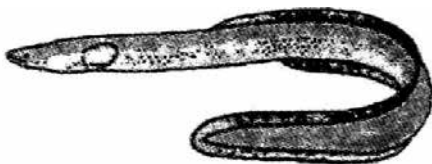
○ニジマス



北米大陸太平洋岸の河川の原産で日本には明治時代より移植された。養殖マスといえばほとんどニジマスをさす。

刺身、塩焼き、すし、フライ、ムニエルなどにする。

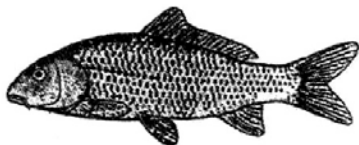
○ウナギ



河川の水源付近から河口、内湾に至るまで広く生息する。

蒲焼などにして食べる。日本産最重要淡水魚の一つで養殖も盛んである。

○コイ



日本全国に分布する。種苗放流が盛んなため、天然分布と移植による分布との区別はつけがたい。雑食性である。

コイこく（みそ汁）、あらい（造り）、煮つけ、からあげなどにする。

○フナ

(ゲンゴロウブナ)



琵琶湖では群れをなし中層ないし表層近くを泳ぎ、植物性プランクトンが主食。

煮つけ、あらい、子造りにして食べる。冬季が美味である。

○ホンモロコ



動物性プランクトンを主食としている。冬季は琵琶湖の中央部60～80mの底層で過ごす、春のはじめごろ浅所に来遊し、3～6月ごろ内湖、内湾の奥部、用水路で産卵する。

冬季は極めて美味で、白焼にして酢みそで食べる。飴煮、なんばん漬などにもする。

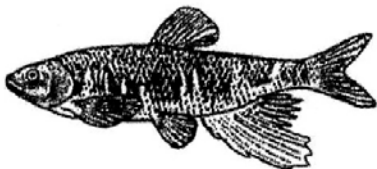
○ヤリタナゴ



平野部の湖沼・河川にすみ、岸近くの杭がらみや沈礁のあるところに多い。産卵期の雄は追星と婚姻色（暗桃色）を表す。

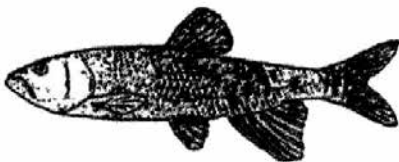
冬季が美味で、佃煮などにする。滋賀県ではあまり利用されない。

○オイカワ



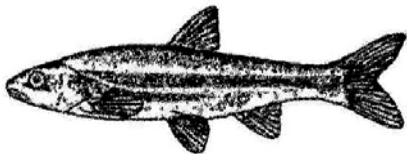
河川の中流より河口近くまでにすみ、池や湖にもすむ。雑食性。
煮付け、塩焼、天ぷらなどにするが、滋賀県では、なれずしに
もする。

○ハス



琵琶湖では沖合の表層近くを活発に泳ぎ、6～8月の産卵期に
は河川や湖岸の砂礫底に産卵する。魚食性である。
味は淡泊で初夏が旬。塩焼、造りなどにとすると美味。

○ウグイ



山間部の湖や溪流から河口付近まで広い範囲にすむ。雑食性で、
3～7月頃、瀬の砂利底に産卵する。
滋賀県ではタケノコとあわせて煮付けにされる。

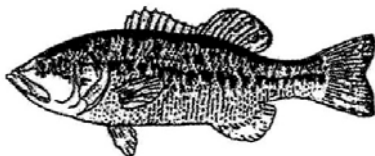
○ビワマス



琵琶湖固有種のサケ科魚類。秋に河川で産卵し、稚魚は翌春に琵琶湖に流下する。琵琶湖内でヨコエビ、アユなどを食べ2～4年間生活し、河川に遡上して産卵する。

刺身、塩焼き、煮付け、たきこみご飯などにすると美味。

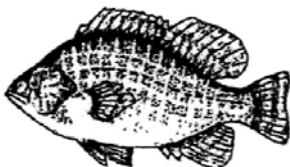
○ブラックバス (オオクチバス)



北アメリカの原産で日本へは1925年に移植された。琵琶湖では湖岸部の内湖や内湾を主な生息域としている。小魚やエビ類を餌にしている。**条例でリリース(再放流)が禁止されている。**

美味で、フライ、ムニエルなどにして食べる。

○ブルーギル



北アメリカの原産で日本へは1960年に移入した。琵琶湖では湖岸部の内湖や内湾を主な生息域としている。雑食性であるがエビ類を好んで食べる。**条例でリリース(再放流)が禁止されている。**

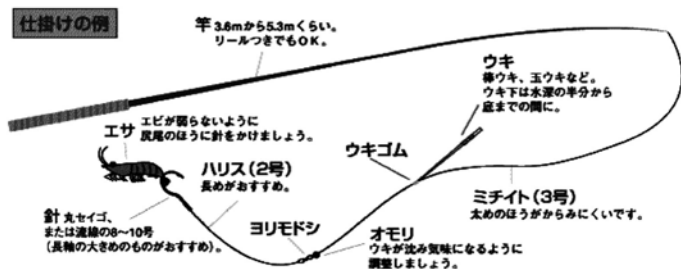
大型のものは塩焼きにして食べる。

3. 外来魚を釣ろう

■釣り方

外来魚（ブラックバス、ブルーギル）は、次のような道具で比較的簡単に釣ることができますので、是非チャレンジしてみてください。

餌はブラックバスは活きエビ、ブルーギルはミミズや冷凍エビ、魚肉ソーセージなどがよいでしょう。



4. 琵琶湖の美味しい幸、8つ「琵琶湖八珍」

琵琶湖の魚介類は、ビワマスやニゴロブナを始めとする固有種を含め、「琵琶湖にしかない」、「他では味わえない」特産の魚たちとなっています。また、琵琶湖で獲れる魚介類は天然物であるため、それぞれに「旬」の時期があり、食べることで季節を感じることでできる食材でもあります。

そんな琵琶湖の魚介類のうち、特徴的な8種類の魚介類で構成する「琵琶湖八珍」を紹介し、買って食べられるお店を案内するWEBサイトを公開しました。

琵琶湖八珍WEBサイトURL：<http://shigaquo.jp/hacchin/>

琵琶湖八珍の魚類

ビワマス
ニゴロブナ
コマス
ホシモロコ
ハス
フナ(ウロコ・ヌシノホ)

イサガ
スシズビ

日本の湖には、
食通を唸らせる味が隠されていた。

琵琶湖の美味しい幸、8つ

琵琶湖八珍

琵琶湖八珍とは？

ビワマス、ニゴロブナ、ホンモロコ、イサザ、ビワヨシノボリ（ゴリ）の琵琶湖固有種5種と、コアユ、スジエビ、ハスの計8種類で、琵琶湖の個性を表す魚介類で構成しています。

平成25年に県立安土城考古博物館が開催した特別展示「華麗なる漁と美味なる食」に併せて実施した、湖魚料理の人気アンケート結果を基に、滋賀県ミュージアム活性化推進委員会が供給量など考慮して選定したものです。



ビワマス



ホンモロコ



コアユ (小鮎)



イサザ



ニゴロブナ



ビワヨシノボリ (ゴリ)



ハス



スジエビ

5. 琵琶湖の美味しい湖魚料理あれこれ

湖産の魚介類のおすすめ料理法を紹介します。この他にも様々な料理法を、水産課ホームページで紹介していますのでご覧ください。

(<http://www.pref.shiga.lg.jp/g/suisan/index.html>)



コアユの天ぷら

琵琶湖のコアユは、天ぷらにすると骨まで柔らかくあがるので、お子様でも骨を気にすることなく、美味しく食べていただけます。



【材 料】 5～6人分

コアユ	200g (40尾程度)
片栗粉	大さじ5
小麦粉(薄力粉)	1.5カップ
氷水	1.5カップ
塩	適量
揚げ油 (サラダオイル)	適量

【作り方】

- ①コアユは洗って水を切り、片栗粉をまぶす。
- ②ボウルに、氷水を入れ、小麦粉を加えてさっくりと混ぜる。
- ③油を170℃～180℃に熱し、①のコアユに②の衣をたっぷりつけて入れ、返しながらカラッと揚げる。
- ④揚げたら熱いうちに塩をふる。

コアユの山椒煮

コアユの山椒煮は、アユのほのかな苦みと山椒のピリリとした辛みがマッチした大人の一品です。とくに琵琶湖産は、骨まで柔らかく炊きあがるのが特徴です。



【材 料】 5～6人分

コアユ	500g
実山椒	20g
しょうゆ	1/2カップ
砂糖	1/2～3/4カップ
酒	50～75ml
みりん	大さじ2

【作り方】

- ①コアユは洗って水を切る。
- ②しょうゆ、砂糖と酒を沸騰させ、コアユを入れる。
- ③再び沸騰したら山椒の実を入れ、沸騰が続く火加減で約20分煮る。
- ④煮汁が少なくなったらみりんを入れ、弱火にして約5分煮る。
- ⑤煮詰まりかけたら、鍋返しをする。

※煮詰める途中、さわりたくなりますが、グッとこらえて！
(さわると頭がとれます)

コアユの漁師の浜煮

コアユをサッと煮たてて食べる琵琶湖の漁師直伝のレシピです。たくさん入手できた時におすすめです。



【材 料】 5～6人分

コアユ	500g
土ショウガ	20g
しょうゆ	0.5カップ
みりん	0.5カップ
酒	0.5カップ
砂糖	大さじ5弱

【作り方】

- ①コアユはボウルの中でそっと洗い（腹が割れやすいため）、ザルにあげる。
- ②土ショウガは、千切りにしておく。
- ③浅めの鍋にしょうゆなどを合わせコアユを入れ、強火にかけて十分に煮立てる。
- ④再び煮立ったら強めの中火にし、千切りにした土ショウガを加え、アルミホイルで落とし蓋をして数分間煮る。
- ⑤ボウルの上にザルを置き、③を一気に煮汁ごとあけて煮汁をきる。
- ⑥コアユを手早く広げ、うちわか扇風機の風を当てて完全に冷ます。

監修：長浜クッキングスクール代表 古沢みどり先生

ビワマスのあら味噌汁

夏のビワマスが丸ごと1尾入手できたら、お刺身のあらでは是非とも挑戦し、ビワマスのだしがたっぷり入ったあら汁をご賞味ください。



調理&写真 太田滋規

【材 料】 5～6人分

ビワマスのあら（刺身の残り）	200g位
ミョウガ	2本
味噌	適量
シソの葉（大葉）	適量
キュウリ	輪切り数枚
水	900ml

【作り方】

- ①ビワマスのあらは10cm位に切る。
- ②ミョウガ、大葉を千切り、キュウリを輪切りにする。
- ③鍋に水とビワマスのあらを入れ火にかける。
- ④煮立ったらあくを取る。
- ⑤火を弱め、味噌を溶き入れる。
- ⑥ミョウガを椀に入れ、みそ汁を注ぎ、大葉、キュウリをちらしてできあがり。

番外：冷やしみそ汁

- ①あらをよく炊いて出汁を出す。
- ②あらを取り除いて、味噌を溶いて味付けする。
- ③冷ました後、鍋を氷水に浮かしてさらに冷やす。
- ④胡瓜の輪切り、茗荷の千切りを入れる。
- ⑤胡瓜がシナっとするまで置いてできあがり。

※冷やしたご飯にかけても美味しい。

マスめし(アメノイオご飯)

ピワマスとしょうゆだけで炊きあげた豪快な炊き込みご飯です。ピワマスの味を堪能するならこの方法がおすすめです。



※ピワマスは秋(10月頃)に雨が降ると、産卵のため川に上ります。この時期のピワマスをアメノイオ(ウオ)と言います。本来、アメノイオご飯は秋の脂の落ちたピワマスを食べるために工夫された料理法で、滋賀の食文化財に選ばれています。しかし、現在、**10月1日から11月30日まではピワマスの産卵保護のため禁漁期**となっていますので、禁漁期前の美味しいピワマスでお試し下さい。

【材 料】 10人分

ピワマス	1～2尾(大きさに応じて)
米	1升
しょうゆ	1合
水	1.1升
ネギ	適量

【作り方】

- ①ピワマスはウロコ、エラ、はらわたをとる。卵があれば腹に戻す。
- ②米は洗ってザルにあげ、水気を切っておく。
- ③炊飯器(または大鍋)に米、水、しょうゆを入れ、そこにピワマスを丸のままのせる。
- ④ご飯を普通に炊きあげる。
- ⑤十分に蒸らした後、炊飯器をあけ、ピワマスのヒレを取り、頭を引っ張って中骨を外す。小骨でもできるだけとる。
- ⑥ご飯とピワマスの身を混ぜ合わせ、2cmほどに切ったネギをちらす。
→茶碗に盛りつけできあがり(ねぎはお好みでどうぞ)

ホンモロコの素焼き

冬場の脂が程よくのったホンモロコを七輪で炙り焼きながら、熟爛を一杯するのはなにものにも代え難い格別ながあります。



調理&写真 太田滋規

【材 料】 4人分

ホンモロコ 240g (約24尾)

ショウガ醤油

〔 ショウガ	適量
〔 醤油	適量

【作り方】

- ① 魚を洗って、水を切る。
- ② 出来れば炭火でこんがり焼く。(オーブンを250℃に加熱し、天板にオープンシートをしき、魚をのせ3～5分程度焼く方法もある。ガスコンロのグリルでも可)
- ③ ショウガをすり下ろし、適量の醤油と合わせてショウガ醤油にする。
- ④ ②のモロコが焼けたら、熱いうちに③のショウガ醤油につけて熱いうちにいただく。
→ できあがりです。

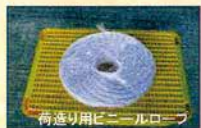
美味しいふなずしの作り方

家庭で、20～25尾のふな寿司を美味しく作る方法

注意 ふなずしの作り方は十人十色です。ここではその一つを紹介しています。また、同じ方法で作っても、年によって味が変わることがあります。それも楽しみの一つです。

● 必要な物

- 塩切り(塩蔵)したニゴロブナ
鮮魚換算で5kg
- ブラシ(真ちゅうのワイヤーブラシ)
- まな板(フナを洗うときの台に使う)
- キッチンペーパー
- ざる・かご等(洗ったフナを入れる)
- 洗濯物(靴下)干し
- 漬物用プラスチック桶(30号)
- ビニール袋2枚(先の桶用)
- ご飯(3升5合の米を炊飯)
- 酒1合
- 荷造り用ビニールロープ1.7m×9本
- 重石(合計30kg)



● 作 業

- ① フナを水道水(流水)で洗い、塩を取り除く。
この時、口から水道水を静かに流し込み、お腹にある塩分も取り除くことが重要(写真1)。
卵が詰まっているので、流さないように注意。
- ② 水道水を流しながらブラシで、残っているウロコを取り除く(写真2)。背びれの付け根、のど元、腹びれの下などはウロコが残りやすいので、ていねいに洗う。



- ③水を流しながら、ブラシでフナ全体を青光りするまで磨き上げる(写真3)。体表の黒っぽい皮はほぼ完全に除去。鰓ふたの裏は、親指と人差し指で擦るようにしてぬめりを取る。
 - ④磨き上げたフナはキッチンペーパーで水分を取り(頭の中も)、洗濯物干しに尾を挟んでつり下げて、風通しが良い日陰で翌日まで(数時間でもOK)干す(写真4)。
 - ⑤ご飯に漬け込む。まず、桶の中にビニール袋を2重にして入れる。その中へ、酒に浸した手で、ご飯を2～3センチの厚さになるように敷き、よく押さえて均す。
 - ⑥フナの鰓ふたの下やお腹の中にご飯を詰める(写真5)。この時、卵を奥へ押し込まないように、無理にご飯を詰めないこと。鰓ふたの下にはご飯がはみ出すくらい沢山詰め込むことが重要。
 - ⑦ご飯を詰めたフナは、お互いが重ならないように桶の中に、1重に平行に並べる(写真6)。
 - ⑧その上に、フナが隠れる程度にご飯を敷き、隙間ができないよう強く押さえる。
 - ⑨その上に、先のフナと直角方向(井形状)に、⑦と同じようにご飯を詰めたフナを並べる(これを繰り返し、何層にもする)。
 - ⑩最後にご飯をかぶせて、2枚のビニールを交互に閉じ、しっかりと押さえる。
 - ⑪ビニール袋の上に、桶の内周に沿わせて太縄をおき(写真7)、上に内蓋をのせて、軽いめの重石(20キロ程度)をして1週間置く。
 - ⑫1週間後、重石を追加する(合計30キロくらい)。
- *重石の下から桶にビニール袋をかぶせ、桶の周りを縄などで縛ると、臭気もれない。



● 管 理 等

- 漬け込みは、夏の土用の暑い日が良い(最初に発酵を進めることが重要で、涼しい日は不適)。
- 桶の置き場所は、午前中に日が当たる場所がよい。
- 特に水を張る必要はない。夏季には重石の下などに虫が発生するが、内部に侵入することはなく、そのまま放置する。12月末には食べられる。

三枚おろしに挑戦してみよう！

—ギル・バスとも同じ—



①ウロコを取る

魚を良く洗い、尾から頭側へウロコひき（大根やビールビンの手でも代用できる）でウロコをこそぎ取る。



②頭と内臓を取る

胸ビレの下に包丁を入れて頭を落とし、腹を開いて内臓を取り除く。



③水洗いする

流水で腹の内側をきれいに洗う。洗すぎないこと。洗った後は、フキンで水をよくふき取る。



④腹側から切り開く

中骨の上に沿って腹側から切り開く。



⑤背側からも切り開く

次に、背側から中骨の上に沿って身をはがすように切り取る。反対側も同じ④・⑤のように、身を切り取る。



⑥腹骨を取る

腹骨を、背側から腹側へ、薄くすくい取る。

👉 ご注意



ブルーギルやブラックバスの背ビレや腹ビレ、尻ビレには鋭いトゲがあるので、十分に気を付けて下さい。

👉 ワンポイント・アドバイス



ウロコを取った後、しばらくすると粘液が出てきますので、それを包丁で、魚の表面をなでるように取り除くと臭みが残りません。

ギル・バスのおすすめ調理法

唐揚げ



●材料●

- ・ブルーギルまたはブラックバス 適量
- ・塩、こしょう、日本酒 少々
- ・小麦粉+カレー粉（小麦粉の1/10）
または市販の唐揚げ粉 適量

●作り方●

- ①三枚におろして一口大に切った魚に、塩、こしょうをし、少量の日本酒をふりかける。
- ②これに小麦粉+カレー粉または唐揚げ粉をまぶし、油で揚げる。
- ③器に野菜と盛りつけて出来上がり！

チリソースあえ

●材料●

- ・ブルーギル4尾（ブラックバス2尾）
- ・下味調味料
塩、こしょう、日本酒 少々
卵白1/4～1個、片栗粉大さじ2
- ・ピーマン 2個
- ・東京葱 30g
- ・土生姜 10g
- ・にんにく1/2かけ
- ・揚油
- ・市販のチリソース 1ピン
- ・酒 少々
- ・水溶き片栗粉 少々



●作り方●

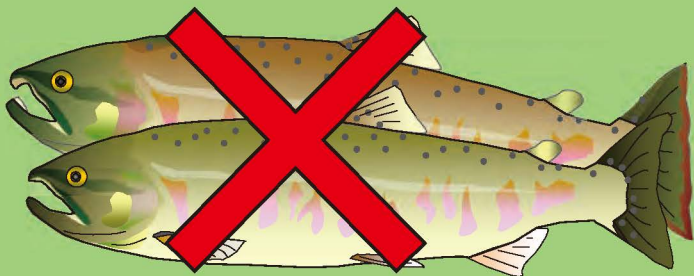
- ①三枚におろして棒状に切った魚に、塩、こしょうをし、少量の日本酒をふりかける。これをよく溶いた卵白に漬けて、片栗粉をまぶす。
- ②ピーマンを千切りにする。
- ③東京葱、土生姜、にんにくはみじん切りにする。
- ④鍋に油を入れ、①と②をそれぞれ油通しする。
- ⑤鍋に油をひき、③をよく炒め、チリソース、酒を加えた後、④を加える。水溶き片栗粉を加えてチリソースのとろみを加減する。
- ⑥⑤を器に盛り、④のピーマンを散らして、出来上がり。

県下全域

10月1日～11月30日

ビワマス 採捕禁止!

産卵
保護



違反により捕った魚の所持・販売も禁止!

違反した場合は、滋賀県漁業調整規則による罰則が適用されることがあります。

罰則：6月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金またはこれの併科

滋賀県農政水産部水産課
(TEL 077-528-3872)

母なる湖・琵琶湖。
—あずかっているのは、滋賀県です。

Mother
Lake

釣り場はきれいに、美しく!!

釣り針や釣り糸、ルアー、ペットボトル、
空き缶など、ゴミは責任をもって持ち帰り、
釣り場に放置しないようにしましょう。



遊漁の手帖

平成29年3月

滋賀県農政水産部水産課
琵琶湖海区漁業調整委員会
滋賀県内水面漁場管理委員会

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

電話：077 (528) 3872 (直通)

メールアドレス：gf00@pref.shiga.lg.jp

ホームページ：

<http://www.pref.shiga.lg.jp/g/suisan/index.html>

印刷 マルキ印刷株式会社